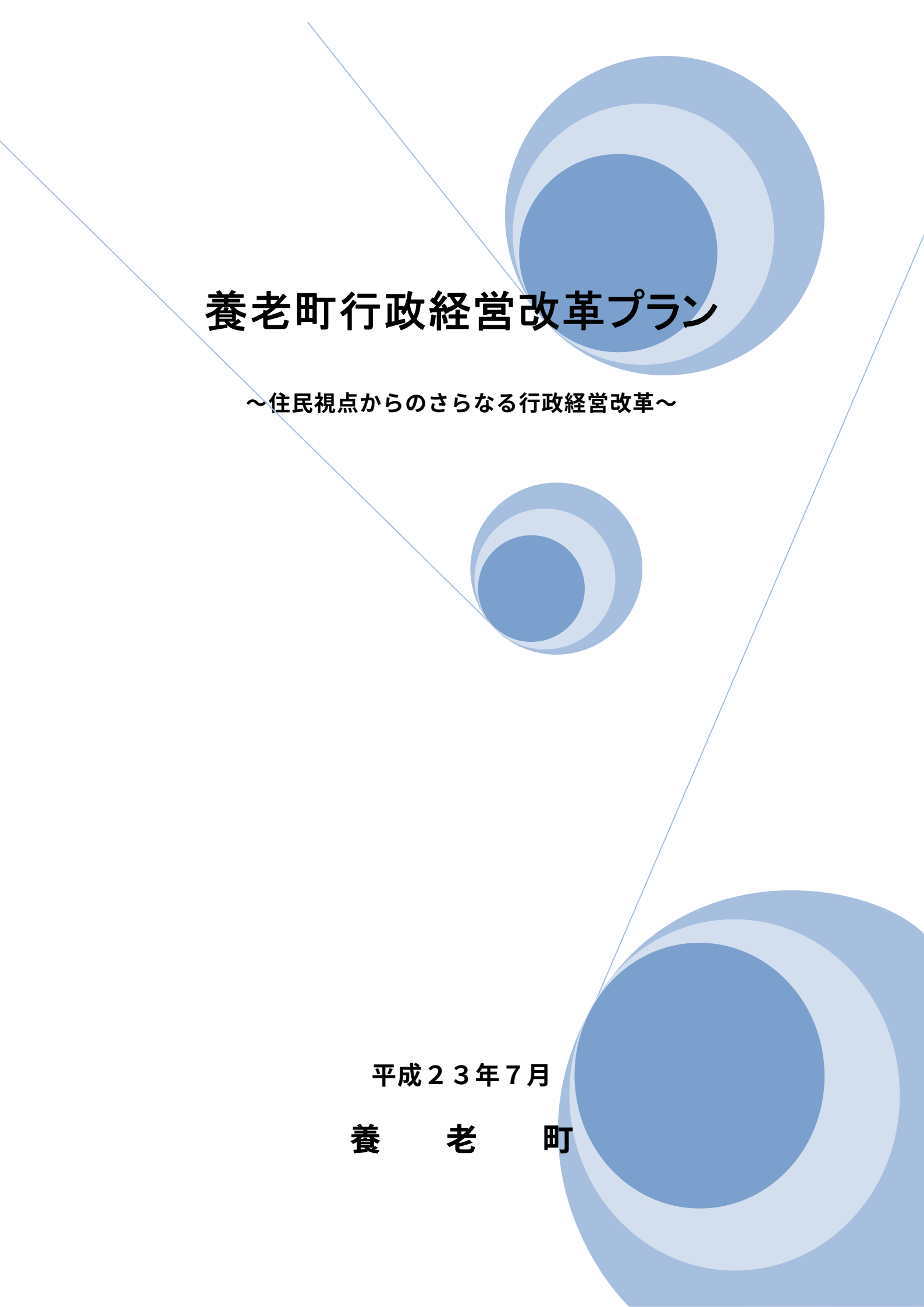




養老町行政経営改革プラン

～住民視点からのさらなる行政経営改革～

平成23年7月

養 老 町

目 次

1. はじめに	1
2. 基本理念	2
3. 基本方針	3
4. 実施期間	4
5. 重点取り組み項目	4
6. 推進方策	7
7. 具体的な取り組み	
(1) 事務事業の見直しと行政評価システムの確立	7
(2) 組織・機構の見直し	9
(3) 住民との協働のまちづくり	10
(4) 業務の効率化と事務事業の総合体系化	10
(5) 行政情報に関する広報広聴システムの向上	12
(6) 公正の確保と透明性の向上	13
(7) 経費の削減合理化など財政の健全化	13
(8) 公共施設の設置及び管理運営	15
8. 終わりに	17

【参考資料】

1. 行財政改革から行政経営改革へ	18
2. 養老町行政経営改革推進フロー図（平成 23 年度～）	19
3. 養老町行財政改革推進住民懇談会設置要綱	20
4. 養老町行財政改革推進本部設置要綱	21

1. はじめに

養老町では、平成 12 年に「行政改革大綱」を作成し、この中で、①職員の資質の向上と意識改革、②町民と行政の協働体制、③簡素で効率的な行財政運営の推進という 3 つの基本的視点に立ち行財政改革をスタートした。そして、平成 18 年 2 月には養老町行財政改革大綱（期間：概ね平成 17 年 4 月から平成 22 年 3 月）を新たに掲げ、翌年度にはこの大綱に基づく行財政改革実施計画（集中改革プラン）を策定し、個別の具体的な取り組み事項を掲げ全庁あげて取り組んできた。その結果、平成 21 年度の行財政改革実施計画結果報告書や養老町行財政改革大綱・行財政改革実施結果報告書のとおり、5 年間の取り組みで一定の成果を納めてきた。

しかしながら、これまでの取り組み結果に満足することなく、限りある行政資源を有効に活用しながら、新しい視点でまちづくりを進めるためには、より積極的により効果的、効率的に行政経営を行うとともに地域協働のまちづくりを進めることが必要不可欠である。

また、行政からのサービスも今までのように全国画一的ではなく、市町村が独自の判断に基づき、住民へ各種サービスを提供することが求められる時代になっているため、今後も引き続き行財政改革に取り組み、新しく住民の望む行政サービスが提供できる財政基盤を整えることも必要である。

平成 23 年度からスタートした第五次養老町総合計画（絆プラン）では、基本理念として「誇りと愛着が持てる 絆を大切にするまち 養老」を将来像に掲げ、町独自の数々の事業を展開することとしている。しかし、現在の大変厳しい社会経済状況の中、この将来像を実現するためには、地域が保有する資源を活用して、地域を最適に経営（運営）する力（能力）がその原動力になるため、この地域経営の考え方に基づき推進することが必要である。そして、この計画を着実に推進

していくためには、特に、計画の進行管理と評価の仕組みづくりが重要であり、ここに新しい行政経営の理念・方針を定め、その考え方にに基づき行財政改革を進めるための計画を策定するものとする。

なお、今年 3 月に発生した東日本大震災は、我が国の社会経済に計り知れない影響を与えるものであり、本町としては、さまざまな不確定要素を見極めながら、適宜必要な対応を行っていくこととする。

２．基本理念

前述のとおり、本町は、平成 12 年から住民の多種多様な行政ニーズに対応するため行財政改革に取り組んできた。平成 17 年 3 月には、国は、「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針」を示し、地方行政にも民間企業の経営手法を取り入れ、効率化や住民サービスの向上を実現しようとした。

本町でも、この国の指針を受け平成 18 年 2 月に「養老町行財政改革大綱」、同年 5 月には「養老町行財政改革実施計画（養老町集中改革プラン）」を策定し具体的な 77 項目（内 12 の重点項目）、150 の事業について検討を加えてきた。そして、推進期間の終了した平成 21 年度末における各事業の実施状況や経費削減の実績には、総括として一定の評価を得ることができたが、なお多くの課題が残されており、特に、経費の削減の方法や事務改善を要する事業の改善策などについては、新たな考え方にに基づき検討すべき事項として残った。

そこで、これまでの行財政改革への取り組みを踏まえ、いま一度住民が主役であることを再認識し、財政の健全化、透明化をさらに高めながら、行政が住民から今以上に信頼されるようさらなる行財政改革を進める。この計画書では、次の事項を基本理念として、これまでの「行政を運営する」という発想から「行政を経営する」という発想に切り替え推進する。

住民視点からのさらなる行政経営改革

今回策定する行政経営改革プランは、この基本理念を具現化するために、これまでの事業そのものを積極的に見直すとともに、健全財政を維持しながら費用対効果を意識し、確実に行財政改革を行うための計画であり、第五次総合計画で示した“みんなで力をあわせる絆のまちづくり”の実現を図るための施策をより効率的・効果的に行うためのものでもある。また、この計画は、総合計画の一翼を担うための重要な計画として機能させ、一刻も早い絆プランの実現を図りたいと考えている。

3. 基本方針

行財政改革は、住民がより満足度の高いサービスを受けることができるよう、より簡素で効果的・効率的な行政経営を行うことが必要である。行政もこのことを認識し、そのサービスが提供できるシステムを確立するため、次の基本方針を定め計画的に推進する。

- 1 行政主導から住民が主役となる行政経営の実現
- 2 効率的で柔軟な行政経営の実現
- 3 住民満足・納得度の高い成果重視の行政経営の実現

4．実施期間

この行政経営改革プランは、「養老町行財政改革大綱」、「養老町行財政改革実施計画（養老町集中改革プラン）」の後を受け、実施期間を第5次総合計画の始まる平成23年度から同計画の中間である平成27年度までの5年間とする。

そして、次の重点取り組み項目については、3つの基本方針を踏まえ平成23年度から取り組みの検討を始め、改革を行う緊急度の高い事項のうち順次可能となったものから実施する。また、行財政改革は日々の改善の積み重ねであるため、取り組み項目の達成後も新たな課題に継続的に取り組むものとする。

5．重点取り組み項目

この重点取り組み項目は、これまでの行財政改革に取り組んだ結果を踏まえ、新たな視点で本町の行政施策を見直すため、特に、行政システムやこの時代のサービス事業のあり方などの内容を再検討するとともに地域協働の社会を構築することを踏まえての検討項目とした。

(1) 事務事業の見直しと行政評価システムの確立

職員が積極的にさまざまな機会を通じて、住民に事務事業の説明を行い、住民視点で事務効率化を図る。

そして、行政評価システムの中で施策評価や政策評価といった相対評価を実施する仕組み（PDCAサイクル）の確立を進める。

また、住民視点で事務事業を見直すための新たな行政マネジメント手法を研究し導入を検討する。

(2) 組織・機構の見直し

地域主権や権限委譲に伴う事務事業の見直し、地域協働を促進する機能強化や定員の適正化を図り、簡素で効率的、迅速に対応できる最適な組織・機構を編成

する。

なお、その組織では住民の利便性が高まり、事務の多様化や横断的な施策・事業への効果的な対応を迅速に行うことができるものとする。

(3) 住民との協働のまちづくり

住民が主役のまちづくり（住民自治）を進めるためには、住民と行政がその役割と責任を互いに認識し尊重することが必要である。今、多くの区（自治会、町内会）では、少子高齢化や核家族化の進行などにより組織や運営面で多くの課題を抱えており、これらの問題を解決するため、今までの区単位での住民自治活動を見直し、新たな地域協働のまちづくりを推進する活動体制を整備する。

(4) 業務の効率化と事務事業の総合体系化

住民が行政に求めるサービスの内容は、複雑で多岐・高度化している。一方で行政には、事務の合理化や効率化を図り行政サービスの向上が求められるが、今後も、厳しい財政状況の中で、住民ニーズを把握し新たな行政課題に対応するためには、行財政改革を意識しながら、特に、今日的行政課題がいくつかの部署にわたっている事務事項については、主管となる部署が率先して他の関係部署と協議を進め効果的、効率的に解決するための実施計画作成への体系化が求められる。

(5) 行政情報に関する広報広聴システムの向上

行政と住民との協働のまちづくりを進めるためには、住民が求める町政情報を把握し、効果的で分かりやすい適切な情報を提供し、行政の説明責任の向上を図らなければならない。そのため、「広報養老」、「町ホームページ」及び「ケーブルテレビ」などの行政情報の提供ツールの特性を生かしながら、連携した効率的・効果的な情報提供システムを検討する。

(6) 公正の確保と透明性の向上

行政経営の公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続を適正に運用する

とともに、行政情報の積極的な提供、さらに監査機能の充実・強化を図る。

(7) 経費の削減合理化など財政の健全化

第三セクターで設立された外郭団体や各種団体などは、運営費として町の補助金や委託料に依存している団体が多く、それぞれの団体は設立の目的達成のために団体の組織や運営体制の簡素化などを図り自立できるように促す。

また、政策課題に対応した施策の重点的な推進と経費の見直し及び町税の収納率の向上など財源の確保に努め、経費の削減合理化と財政の健全化を進める。また、補助金について、その必要性や成果を考慮し、実効性・効率性の向上に努めるとともに、住民負担の公平性の観点から経費負担のあり方を検討し、受益と負担の適正化を図る。

(8) 公共施設の設置及び管理運営

施設の老朽化が進むと維持管理経費が財政を圧迫する要因となるため、公共施設の設置目的を踏まえ、耐用年数、利用状況、管理運営状況などを調査し、施設のあり方の検討を行い、効率的な施設管理を行う。また、施設管理における行政の関与の必要性を考慮しながら、指定管理者制度・民営化・PFIなどの導入について、制度の活用が可能な施設について、順次その導入を行う。

以上の項目を重点事項として、行政経営改革を推進する。なお、この改革事項には、適時その時代の要請事項を追加し、町民の参画をはじめ、議会の理解と協力のもと推進を図るものとする。

6. 推進方策

本プランの推進にあたっては、すべての職員が行財政改革の必要性や重要性を意識し、町長を本部長とする行財政改革推進本部の中で引き続き全庁あげて取り組み、特に、本町の重点取り組み項目については関係する部署が横断的に連携を深め、経営という新たな視点で全庁的に行政課題を解決するように積極的に取り組む。

そして、重点取り組み項目については、その施策・事業を確実に行うため簡易ではあるがロードマップを表記する。

また、各部署に属する個別事務については、事務事業評価システムの中で毎年責任を持って評価・改善を図る。

なお、これらの取り組みについては、議員との懇談会や養老町行財政改革推進住民懇談会の開催などを通じて住民の代表者と意見交換するほか、町のホームページでこの取り組み結果を公表するとともに、住民にパブリックコメントを求め、出された意見、提案などを改革に反映させていくものとする。

7. 具体的な取り組み

(1) 事務事業の見直しと行政評価システムの確立

職員が積極的にさまざまな機会を通じて、住民に事務事業の説明を行い、住民視点で事務効率化を図る。

そして、行政評価システムの中で施策評価や政策評価といった相対評価を実施する仕組み（PDCAサイクル）の確立を進める。

また、住民視点で事務事業を見直すための新たな行政マネジメント手法を研究し導入を検討する。

No	(1)－ 1	主管部署	企画政策課 【関係部署】 関係課		
項 目	行財政改革への取り組み				
概 要	総合計画の実現に向けた行財政改革行動計画及び行政経営の戦略指針の樹立など、N P Mの構築への実践を進める。				
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
・ プランの策定、 実行	⇒	⇒	⇒	・ 実行完了	

No	(1)－2	主管部署	企画政策課【関係部署】総務課		
項 目	進行管理、行政評価、予算編成などの連動システムの構築				
概 要	総合計画に基づく実施計画と事務事業評価制度を連動させ、予算編成と有機的に相互関連する進行管理機能を強化する。 また、予算編成と政策形成に連動するPDCAサイクルの構築を基本にした行政評価制度の本格導入を図り、行政評価への住民の参画、住民への評価過程、結果の公表など、行政評価体制を充実する。				
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
・連動する仕組みの構築	⇒	・行政評価制度への切替	・行政評価への住民の参画	・住民への評価過程、結果公表実施	

No	(1)－3	主管部署	健康福祉課、教育委員会事務局 【関係部署】 関係課		
項 目	イベント・講座などの見直し				
概 要	住民向けイベント及び講座については、形骸化や参加者が減少傾向にあるものや費用対効果の面から継続することに問題等があるものについて、関係する各種団体との意見交換を図り、これら事業のあるべき姿を指標として廃止、縮小、統合、隔年実施、他団体との共同開催などの方策を検討し見直しを行う。				
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
・調査、検証	・見直し ・住民・団体との調整	⇒	⇒	⇒	

(2) 組織・機構の見直し

地域主権や権限委譲に伴う事務事業の見直し、地域協働を促進する機能強化や定員の適正化を図り、簡素で効率的、迅速に対応できる最適な組織・機構を編成する。

なお、その組織では住民の利便性が高まり、事務の多様化や横断的な施策・事業への効果的な対応を迅速に行うことができるものとする。

No	(2)－ 1	主管部署	総務課、企画政策課、管理情報課 【関係部署】 関係課		
項 目	機構改革の実施				
概 要	平成18年度に機構改革を行ったが、年数が経過したため、あらためて各課の業務量と職員数の最適な組み合わせなどを検証し、前回の機構改革での反省を踏まえ、再度機構改革を実施する。改革の視点としてワンストップサービスの導入など住民の利便性向上や事務の多様化、横断的な施策・事業への効果的な対応を図るため、部署内での事務調整が可能となり、また部署間の横断的な連携を可能にするものとする。				
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
・行政組織の再編、 事務分掌見直しの検討	・機構改革の実施	・検証	・事務分掌の見直し	⇒	

No	(2)－2	主管部署	企画政策課【関係部署】関係課		
項 目	プロジェクトチームの活用				
概 要	特定の緊急課題の解決のための人員能力を特定組織に結集し、効率的に効果のある結論を見いだすことを目的に設置されるプロジェクトチームを積極的に設置し活用する。				
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
・緊急課題の整理、プロジェクトチームの設置	⇒	⇒	⇒	⇒	

(3) 住民との協働のまちづくり

住民が主役のまちづくり（住民自治）を進めるためには、住民と行政がその役割と責任を互いに認識し尊重することが必要である。今、多くの区（自治会、町内会）では、少子高齢化や核家族化の進行などにより、組織や運営面で多くの課題を抱えており、これらの問題を解決するため、今までの区単位での住民自治活動を見直し、新たな地域協働のまちづくりを推進する活動体制を整備する。

No	(3)－ 1	主管部署	総務課、企画政策課、教育委員会事務局 【関係部署】 関係課		
項 目	(仮称) ○○校区自治町民会議の設立				
概 要	新たな住民自治組織のあり方を検討しながら、行政と住民との協働のまちづくりの組織体系を整備するため、概ね小学校区内の区（自治会、町内会）や各種団体などが連携して活動する組織として校区のコミュニティ組織の設立を検討する。そして、行政と住民自治組織のより良い関係網（ネットワーク）づくりと住民参加を促す。				
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
・ 関係課相互での検討	・ 条件整備の検討 ・ 制度設計の検討	・ 制度設計の完成 ・ 地域での説明会の開催	・ （仮称）○○校区自治町民会議の組織化)	⇒	

No	(3)－2	主管部署	総務課、企画政策課【関係部署】関係課		
項 目	地域協働意識の浸透				
概 要	地域協働のまちづくり研修講座、フォーラムの開催など、住民と行政が情報交流をしながら、地域課題に向けた対策について共に考える場の充実を進め、住民の協働意識の浸透や活動リーダーの育成を図る。				
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
・啓発活動などのあり方を調査	(3)－1 と一体的に事業展開	(3)－1 と一体的に事業展開	(3)－1 と一体的に事業展開	(3)－1 と一体的に事業展開	

(4) 業務の効率化と事務事業の総合体系化

住民が行政に求めるサービスの内容は、複雑で多岐・高度化している。一方で行政には、事務の合理化や効率化を図り行政サービスの向上が求められるが、今後も、厳しい財政状況の中で、住民ニーズを把握し新たな行政課題に対応するた

めには、行財政改革を意識しながら、特に、今日的行政課題がいくつかの部署にわたっている事務事項については、主管となる部署が率先して他の関係部署と協議を進め効果的、効率的に解決するための実施計画作成への体系化が求められる。

No	(4)－1	主管部署	企画政策課、教育委員会事務局【関係部署】 関係課	
項 目	グローバル社会に向けての人材育成			
概 要	本町では、友好都市のドイツ、バッドゾーデン市と文化・スポーツ交流を行っている。また、住民への国際化の啓発は国際交流協会が主体となり各種事業の展開が行われている。今後のまちづくりには、地域の国際化の推進やグローバルな感性を持った人材を育成していくことが重要となるため、これまでの国際交流事業を検証するとともに、住民（特に青少年）の海外留学を支援できる制度の創設を検討する。			
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
・これまでの国際交流事業の検証	・グローバル社会に向けての人材育成方策の検討（各年齢層別）	・各年齢層を対象とするグローバル社会における人材育成事業の提供	⇒	⇒

No	(4)－ 2	主管部署	企画政策課、健康福祉課、商工労働課 【関係部署】 関係課		
項 目	少子化への対応促進				
概 要	少子化対策としては、これまで子育て支援を中心に、環境整備について多くの諸施策を推進してきたが、この課題を主に添え出生率の向上等を目指し、その推進総合計画を策定しスピード感を持って実行するため、役場内各部署の連携を強化し、全庁的に重点的、集中的に取り組む。				
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
・町の現状把握と課題の設定（本町での影響、支援分野の確立など）	⇒	・脱少子化推進計画の作成	⇒	・実行	

No	(4)－3	主管部署	管理情報課、建設課、企画政策課		
項 目	公共交通体系の見直し				
概 要	養老鉄道及び民間の路線バスについては、今後更なる利用者減による財政的負担増が懸念されるため、公共交通全体を検証する必要がある。公共施設巡回バスのオンデマンド化を含め、総合交通計画の策定を検討しながら、民間の路線バスとの関係を整理し、公共交通の利便性の向上を図る。				
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
・ 総合交通体系のあり方検討 ・ (仮称) 地域公共交通協議会の設立	・ 総合交通計画策定のための調査研究	・ 総合交通計画の策定	・ 計画の推進	⇒	
・ げんちゃんバスのオンデマンド化の検討	・ オンデマンド化の試行	・ オンデマンドバスなどの運行化	⇒	⇒	

(5) 行政情報に関する広報広聴システムの向上

行政と住民との協働のまちづくりを進めるためには、住民が求める町政情報を把握し、効果的で分かりやすい適切な情報を提供し、行政の説明責任の向上を図らなければならない。そのため、「広報養老」、「町ホームページ」及び「ケーブルテレビ」などの行政情報の提供ツールの特性を生かしながら、連携した効率的・効果的な情報提供システムを検討する。

No	(5)－1	主管部署	企画政策課、管理情報課【関係部署】関係課		
項 目	広報媒体の充実とその情報収集・提供システムの確立				
概 要	広報紙やホームページなど広報媒体の充実を進めるとともに、CATVの活用によりリアルタイムな情報提供を進める。また、これら情報を提供するにあたり、町としての総合的な情報収集・提供システムを構築し、その情報処理機能の確立を図る。				
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
・関係部署で情報収集、提供のあり方を検討	⇒	・検討結果報告書の作成	・実施	⇒	

(6) 公正の確保と透明性の向上

行政経営の公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続を適正に運用するとともに、行政情報の積極的な提供、さらに監査機能の充実・強化を図る。

No	(6)－1	主管部署	総務課【関係部署】関係課		
項 目	情報公開制度等の適正な運用				
概 要	情報公開条例、行政手続条例及び個人情報保護条例について、適正な運用に努めるとともに、住民がより利用しやすい制度となるよう適宜その見直しを行う。				
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
・制度の広報活動 の見直し	・実施と見直し	⇒	⇒	⇒	

No	(6)－2	主管部署	会計課、監査委員事務局		
項 目	外部監査制度導入の検討				
概 要	なお一層の適正な予算執行と行政の透明性を確保するため、監査機能の強化を図る。また、第3者機関による監査制度の導入を検討する。				
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
・養老町における 監査制度の検証	・望ましい監査制 度の調査	・検討結果を踏ま えた取り組みの 実施	⇒	⇒	

(7) 経費の削減合理化など財政の健全化

第三セクターで設立された外郭団体や各種団体などは、運営費として町の補助金や委託料に依存している団体が多く、それぞれの団体は設立の目的達成のために団体の組織や運営体制の簡素化などを図り自立出来るように促す。

また、政策課題に対応した施策の重点的な推進と経費の見直し及び町税の収納率の向上など財源の確保に努め、経費の削減合理化と財政の健全化を進める。また、補助金について、その必要性や成果を考慮し、実効性・効率性の向上に努めるとともに、住民負担の公平性の観点から経費負担のあり方を検討し、受益と負担の適正化を図る。

No	(7)－1	主管部署	総務課	【関係部署】関係課
項 目	中長期財政計画の策定			
概 要	財政運営の健全性の確保を図るため、近年の財政状況を踏まえながら、財政計画を策定する。また、各種財政指標を注視しながら、計画的・効率的な財政運営をする。			
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
・中長期財政計画の策定検討	・中長期財政計画の策定・公表	・予算執行計画の検討	・経営目標の達成度の評価・総括	・予算執行計画の見直し

No	(7)－2	主管部署	総務課、企画政策課	【関係部署】関係課
項 目	各種団体の自立促進			
概 要	(財) 養老町体育連盟や(福) 養老町社会福祉協議会の運営は、町からの補助金や委託金が主として行われている。これら組織については自主運営に近づくよう、運営体制の簡素化などについて再検討を促す。 また、町が関与している各種団体について、あらためて公益的必要性や行政目的などを点検する。関係課において各種団体の事務局を置く場合については、各種団体の事務は、その団体において処理することを基本に、団体の自立を促進し、自主的かつ弾力的な運営が図られるよう町の関与のあり方を見直す。 なお、これら見直しに当たって行政判断が困難な場合は、第三者による意見を取り入れ、そのあり方を検討することも必要である。			
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
・町関与のあり方の検討	⇒	・該当団体との協議	・自立促進	⇒

No	(7)－3	主管部署	税務課、管理情報課、水道課、人権推進課	【関係部署】住民課、健康福祉課
項 目	町税等の滞納額の縮減			
概 要	自主財源の確保及び住民負担の公平性堅持の観点から、滞納整理強化月間の設定、高額滞納者に対する処理促進、差押処分の強化及び水道給水停止の執行などにより、更なる滞納額の縮減を図る。			
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
・（仮称）収納対策本部の設置に向けての準備	⇒	・（仮称）収納対策本部の設置 ・収納率等の単年度目標設定	⇒	・目標数値の見直し

№	(7)－4	主管部署	総務課、企画政策課		【関係部署】 関係課
項 目	負担金及び補助金の見直し				
概 要	補助金の一律削減ではなくその必要性・成果等を含め根本的に見直す。 特に奨励的補助金は、事業の目的を見定め終期を設定し、補助目的を達成したものや補助効果の薄くなった補助金などの縮小・廃止を積極的に進める。				
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
・現状の調査、把握	・見直し指針の作成	・見直し指針の実行	・見直し指針の実行完了		

No	(7)－ 5	主管部署	管理情報課、生活環境課、会計課 【関係部署】 関係課	
項 目	省エネ等諸経費の節減			
概 要	地球温暖化防止の観点から、省エネ意識の向上、二酸化炭素の削減に貢献するため、光熱水費などの削減に全庁的に取り組む。また、内部管理経費については、さまざまな角度から検証し、削減目標を設定するなど徹底した経費の削減を実施する。			
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
・ 経費などの削減 目標の設定	・ 目標設定との照 合	・ 実施	⇒	⇒

(8) 公共施設の設置及び管理運営

施設の老朽化が進むと維持管理経費が財政を圧迫する要因となるため、公共施設の設置目的を踏まえ、耐用年数、利用状況、管理運営状況などを調査し、施設のあり方の検討を行い、効率的な施設管理を行う。また、施設管理における行政の関与の必要性を考慮しながら、指定管理者制度・民営化・P F Iなどの導入について、制度の活用が可能な施設について、順次その導入を行う。

No	(8)－1	主管部署	企画政策課、健康福祉課、教育委員会事務局 【関係部署】関係課		
項 目	公共施設の運営等の見直し				
概 要	既存の公共施設については、当該施設の機能、役割、利用実態、維持管理コストなどを多角的に検討し、必要性、効果の低下しているものや、有効活用が図られていないものなどについては、廃止を含め整理合理化を進める一方で、それぞれの公共施設については、イベントや教室、講座の充実など、住民の利用を促進するための方策を講ずる。 また、公共施設の新設については、事前の当該施設の機能、役割、利用見込み、維持管理コスト、設置場所などを十分精査するとともに、現下の財政状況に鑑み、既存施設の利活用により対応する。				
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
・維持管理費の推移の把握と問題点の把握 ・事業所事業の把握と問題点の抽出	・各問題点の解決策についての検討と、その方策の策定	・解決策に基づく方策の実施	⇒	⇒	

No	(8)－2	主管部署	総務課	【関係部署】関係課	
項 目	公共施設の管理運営方法等の見直し				
概 要	公共施設の管理運営については、積極的に指定管理者制度の活用を図る。また、公共施設の開館日、開館時間などについては、可能な限り住民ニーズに対応したものになるように、適宜見直しを行う。さらに、この制度によって委託管理契約を行う場合、毎年適正な金額に有るか否かを検証し、契約更新年には、その検証結果を契約金額に反映する。				
平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
・指定管理者制度の導入検討	・指定管理者制度の既導入施設を含め、競争原理や地域の活力を積極的に活用しながら導入を進める	⇒	⇒	⇒	

※ なお、これらの取り組み項目毎の簡易ロードマップや【関係部署】関係課については、本部会議などでの協議の進捗状況によって、変更が生ずる場合がある。

8. 終わりに

行財政改革は、終わりのない取り組みであり、この改革を行うことの意義を全職員が日々意識し、お客様である住民の皆様がこの養老町に住んで良かったと思える行政サービスを効果的・効率的にお届けすることがこの改革の目的であると考えてる。

全職員が、もう一度このことを再認識し、行政経営に取り組むこととする。

年度	H11 (1999)	H12 (2000)	H13 (2001)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23～ (2011)
----	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	----------------



行財政改革特別委員会

行政

住民

行財政改革推進本部

本部長：町長 副本部長：副町長
本部長：教育長、会計管理者、各課（署、局）長

- ・行財政改革の基本方針の作成
- ・行財政改革の進行状況の確認と指示
- ・行政評価の実施

専門部会

・本部長が所管する課（署、局）に示された行財政運営の効率化、適正化に係る事項の検討、実施

ワーキンググループ

委員：課長補佐・係長級職員

- ・個別事項の調査・検討 等

企画政策課

- ・取組みの方針原案策定
- ・行政評価原案の作成
- ・行財政改革結果の取りまとめ
- ・関係・各課との協議・調整
- ・関係各課への照会と情報提供
- ・住民への情報提供 等

所管課

- ・各種計画の進行管理、個別課題の調査検討、検討結果の取りまとめ
- ・各種行財政改革調査に関する回答
- ・行財政改革決定事項の実施
- ・政策評価の実施 等

住民

住民懇談会

外部委員により組織（各種団体からの推薦委員、公募委員）

住民

- 住民の意見を改革に反映
- ・パブリックコメント（意見公募）
- ・広報紙、ホームページによる情報提供

報告等

意見等

取組の広報等

意見等

調査依頼等

結果報告 調査回答 等

養老町行財政改革推進住民懇談会設置要綱

平成23年5月31日

告示第74号

(設置)

第1条 養老町の行財政改革を着実に推進することを目的として、町長が広く町民との意見を交換するため、養老町行財政改革推進住民懇談会（以下「住民懇談会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 住民懇談会は、町長の求めに応じ行財政改革の推進に関して、次のことを行う。

- (1) 行財政改革の基本方針及び推進状況について報告を受け、意見を述べること。
- (2) 行財政改革の推進に関することについて意見を述べること。

(組織等)

第3条 住民懇談会は、町長が指名する団体からの推薦等による委員及び公募による委員をもって組織する。

2 住民懇談会の委員は10人以内とし、町長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 住民懇談会に、座長及び副座長1名を置き、座長は委員の互選により、副座長は座長の指名によりそれぞれ定める。

2 座長は、会務を総括し、住民懇談会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 住民懇談会の会議は、必要に応じて町長が招集する。

2 会議の進行は、座長が行う。

3 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、資料の提出及び説明その他必要な協力を求めることができる。

4 会議の会議録は、公開するものとする。

(庶務)

第6条 住民懇談会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、住民懇談会に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、委嘱した日から平成25年3月31日までとする。

(養老町行財政改革推進委員会設置要綱の廃止)

3 養老町行財政改革推進委員会設置要綱(昭和60年養老町訓令甲第2号)は、廃止する。

○養老町行財政改革推進本部設置要綱

昭和60年5月15日

訓令甲第3号

(設置)

第1条 町政の一層の伸展と行財政改革推進を図るため、養老町行財政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革の基本方針の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長、会計管理者及び各課(署、局)長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めたときは、本部員以外の者を前項の会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第6条 本部から本部員が所管する課(署、局)に示された行財政運営の効率化及び適正化に係る事項について検討し、実施を図るため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、本部員のうちから本部長がこれを指名する。
- 3 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を副部会長が代理する。
- 5 部会長が必要と認めたときは、関係職員を専門部会に出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 本部長は、必要に応じ個別的事項を調査及び検討させるため、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの構成員は、職員のうちから本部長がこれを指名する。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、企画政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この訓令は、昭和60年5月15日から施行する。

附 則(平成16年12月1日訓令甲第27号)

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則(平成17年3月30日訓令甲第2号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日訓令甲第2号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月30日訓令甲第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月31日訓令甲第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月31日訓令甲第5号)

この要綱は、公布の日から施行する。